

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（案）に関する
意見公募の結果について

令和5年12月27日

経済産業省

産業技術環境局

環境政策課GX推進機構設立準備室

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（案）」について、令和5年11月7日から同年12月6日まで意見公募手続を実施しました。

なお、意見募集を実施した際の政令案からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（修正部分は下線箇所）	備考
1	附則第12条	<p><u>（国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）</u></p> <p><u>第十二条 国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第二条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百九十四」を「百九十五」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定中「百四十一」を「百四十二」に改める。</u></p>	国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百六十二号）公布に伴う、技術的修正
2	理由	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行に伴い、 <u>脱炭素成長型経済構造移行推進機構による対象事業活動支援の決定等</u> について定める必要があるからである。	技術的修正